

京都市告示第100号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和 8年 4月14日

京都市長 松井孝治

道路の種類           市道  
 供用開始の期日       告示の日  
 路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新 別	延長	敷地の幅員
松ヶ崎3号線	左京区松ヶ崎六ノ坪町6番地の2地先から 同町8番地の10地先まで	旧	メートル 15.00	メートル 3.93
		新	15.00	3.93 ~ 6.04
太秦緯61号線	右京区嵯峨広沢南下馬野町1番地の63地先から 同町1番地の62地先まで	旧	1.10	5.80
		新	1.10	6.00
嵯峨野緯1号線	右京区嵯峨広沢南下馬野町1番地の62地先から 同町1番地の31地先まで	旧	22.70	5.00 ~ 5.97
		新	22.70	5.00 ~ 6.02
久我34号線	伏見区久我東町2番地の16地先から 同町2番地の17地先まで	旧	43.00	1.92 ~ 3.71
		新	42.60	2.96 ~ 5.67

(建設局土木管理部道路明示課)